令和４年第三回定例会提出議案一覧

予算案件（3件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	146	令和４年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
2	147	令和４年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
3	148	令和４年度病院事業会計補正予算	財政局 財政課

決算案件（6件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	197	令和３年度熊本市各会計（公営企業会計を除く。）決算について	財政局 財政課
2	198	令和３年度熊本市病院事業会計決算の認定について	財政局 財政課
3	199	令和３年度熊本市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
4	200	令和３年度熊本市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
5	201	令和３年度熊本市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	財政局 財政課
6	202	令和３年度熊本市交通事業会計決算の認定について	財政局 財政課

条例案件（21件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	149	熊本市防災基本条例の制定について	政策局 危機管理防災総室
2	150	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
3	151	熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について	総務局 人事課
4	152	熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
5	153	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
6	154	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
7	155	熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
8	156	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
9	157	公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
10	158	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
11	159	熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	熊本市選挙管理委員会事務局
(12)	203	熊本市手数料条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
13	160	熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について	教育委員会 教職員課
14	161	熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について	教育委員会 教職員課
15	162	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局 総務企画課
16	163	熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について	環境局 環境共生課
17	164	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	上下水道局 総務課

整理番号	議番号	案　　件	所管課
18	165	熊本市体育施設条例の一部改正について	経済観光局 スポーツ振興課
19	166	熊本市景観審議会条例の一部改正について	都市建設局 都市デザイン課
20	167	熊本市営住宅条例の一部改正について	都市建設局 市営住宅課
21	168	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	交通局 総務課

その他の案件（31件）

整理番号	議番号	案　　件	所管課
1	自169 至184	市道の認定について（１６路線）	都市建設局 土木総務課
2	自185 至186	市道の廃止について（２路線）	都市建設局 土木総務課
3	187	訴えの提起について（行政財産の明渡し等に係る請求事件）	都市建設局 市営住宅課
4	188	財産の取得について（高規格救急自動車）	消防局 管理課
5	189	財産の取得について（救助工作車）	消防局 管理課
6	190	財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車）	消防局 警防課
7	191	工事請負契約締結について（国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事）	総務局 工事契約課
8	192	工事請負契約締結について（富合中学校校舎増改築工事）	総務局 工事契約課
9	193	工事請負契約締結について（白川小学校校舎増改築工事）	総務局 工事契約課
10	194	工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業クレーン設備改修工事）	総務局 工事契約課
11	195	工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事）	総務局 工事契約課
12	196	工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ａ１－Ｐ１・Ｐ５）上部工工事）	総務局 工事契約課
(13)	204	工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事）	総務局 工事契約課
(14)	205	工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械設備工事）	総務局 工事契約課
(15)	206	工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事（その２））	総務局 工事契約課

報告案件（22件）

整理番号	報番号	案　　件	所管課
1	31	財政の健全性に関する比率について	財政局 財政課
2	32	資金不足比率について	財政局 財政課
3	33	債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）	財政局債権管理課 （健康福祉局健康福祉政策課・介護保険課・子ども支援課、都市建設局住宅政策課・市営住宅課・空家対策課、交通局運行管理課、上下水道局料金課・水道維持課、病院局医事課・植木病院事務局）
4	34	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
5	35	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	都市建設局 市営住宅課
6	36	専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	37	専決処分の報告について（熊本競輪場バックスタンド解体その他工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	38	専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	39	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（Ｐ２）工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	40	熊本市内部統制評価報告書について	総務局 総務課
11	19	一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について	政策局 国際課
12	20	公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について	文化市民局 文化政策課
13	21	公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について	教育委員会 健康教育課
14	22	公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について	環境局 水保全課
15	23	公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について	上下水道局 総務課
16	24	一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について	経済観光局 経済政策課

整理番号	報番号	案　　件	所管課
17	25	一般財団法人熊本テルサの経営状況について	経済観光局 経済政策課
18	26	株式会社熊本流通情報センターの経営状況について	経済観光局 商業金融課
19	27	一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について	経済観光局 観光政策課
20	28	一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
21	29	公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について	経済観光局 スポーツ振興課
22	30	一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について	都市建設局 河川課

令和４年第三回定例会提出議案一覧

【　条例案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 議第 149 号	件名：熊本市防災基本条例の制定について ＜制定理由＞ 災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るために、防災に関する基本的な考え方を示し、市、市民、事業者及び地域の防災組織等の役割を明らかにするとともに、防災に関する意識の醸成を図ることにより、地域防災力の最大化を図り、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる真に災害に強いまちを実現するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ １　総則 目的、定義、基本理念 ２　自助、共助及び公助 市民の役割、事業者の役割、地域の防災組織の役割、市の役割、避難所の運営等、帰宅困難者に係る対策、避難行動要支援者への支援 ３　情報の収集、分析及び発信 正確な情報の発信等 ４　多様性の尊重 ５　復旧及び復興 ６　災害の教訓等の伝承 災害の教訓等の活用等、防災教育、熊本地震の日 ＜施行日＞ 令和４年（２０２２年）１０月１日

【２】 議第 150 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づく附属機関を設置するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 教育委員会の附属機関の新設 (1)　附属機関名　熊本市部活動改革検討委員会 (2)　設置目的　市立学校の部活動について、子どもの多様な体験の機会を確保するとともに、持続可能な運営を図るため、必要な事項を審議する。 ＜施行日＞ 公布の日

【３】 議第 151 号	件名：熊本市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例の制定について

＜制定理由＞

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入等をするため、この条例を制定するもの

＜制定内容＞

１　熊本市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２７号）の一部改正

(1)　定年の引上げ

現　行：６０歳（医療職員にあっては、６５歳）

改正後：６５歳　※ 令和１３年度まで２年に１歳ずつ段階的に引上げ

(2)　管理監督職勤務上限年齢制の導入

ア　管理監督職勤務上限年齢は、６０歳とする。

※　６０歳到達日後最初の４月１日を迎えた職員は、管理監督職に就けない。

イ　次に掲げる場合は、６０歳到達日後最初の４月１日以後も管理監督職として勤務させることができることとする。

(ｱ)　職務の専門性、特殊性等があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずると認める場合（人事委員会の承認を得て最長３年）

(ｲ)　特定管理監督職群に属する管理監督職となり得る能力及び適性を有すると認められる職員の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認める場合（人事委員会の承認を得て最長５年）

(3)　定年前再任用短時間勤務制の導入

６０歳到達日後に退職をした者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。

(4)　情報提供・意思確認制度の導入

任命権者は当分の間、職員が年齢５９歳に達する年度に、当該職員が６０歳到達日以後に適用される任用・給与等の情報を提供するとともに、その職員の勤務の意思を確認するよう努めることとする。

２　熊本市職員の再任用に関する条例（平成１３年条例第３号）の廃止

３　その他

(1)　暫定再任用制度の導入

定年が段階的に引き上げられる期間において、６５歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを設ける。

(2)　改正内容１に伴う熊本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１７年条例第１号）の一部改正

＜施行日＞

令和５年（２０２３年）４月１日等

【４】 議第 152 号	件名：熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 減給処分を受けた職員が管理監督職勤務上限年齢による降任等により給料月額等を減額された場合において、懲戒処分の発令時点における減給額が現に受ける給料月額の１０分の１（管理職手当受給職員に対し減給を命ずる場合にあっては、５分の１）に相当する額を超えるときは、当該相当額を給料等から減ずることとする。 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【５】 議第 153 号	件名：熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う規定の整備 ２　令和５年（２０２３年）４月１日以後に退職する者に関する経過措置 (1)　６０歳到達日後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、当分の間、退職事由を定年退職として算定することとする。 (2)　６０歳到達日後の最初の４月１日から７割水準の給料月額となる場合にあっても、当該減額前の給料月額を基礎として退職手当を算定することができることとする。 ３　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）等の一部改正に伴う規定の整備 ４　消防職員の退職手当の基本額に係る特例の廃止 ５　その他規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日等

【６】 議第 154 号	件名：外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員に、６０歳到達日後最初の４月１日以後も管理監督職として勤務する職員を追加 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【７】 議第 155 号	件名：熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和４年法律第３５号）の施行による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　非常勤職員の子の出生後８週間以内の育児休業に係る取得要件の緩和 現　行：子が１歳６か月に達する日までに任期が終わることが明らかでないことが必要 改正後：当該育児休業後６月を経過する日までに任期が終わることが明らかでなければ取得が可能 ２　非常勤職員の子が１歳に達する日以降の育児休業につき、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合における複数回に分けての取得等の柔軟な取得を可能とする。 ３　その他定年引上げ等に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 改正内容１及び２ → 令和４年（２０２２年）１０月１日 改正内容３ → 令和５年（２０２３年）４月１日

【８】 議第 156 号	件名：熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行等に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う規定の整備等 ２　改正内容１に伴う熊本市非常時優先業務の実施のための業務継続計画の策定等に関する条例（平成３０年条例第３号）の一部改正 ３　その他規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日等
【９】 議第 157 号	件名：公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 公益的法人等に派遣することができない職員に、６０歳到達日後最初の４月１日以後も管理監督職として勤務する職員を追加 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１０】 議第 158 号	件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）の施行による一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて、当分の間、６０歳に達した日後における最初の４月１日以後の一般職の職員に係る給料月額を６０歳時の７割水準とする等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　定年引上げに伴う給料月額の特例 (1)　当分の間、６０歳到達日後の最初の４月１日以後の職員の給料月額は、原則として、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額とする。 (2)　前号の１００分の７０を乗じて得た額が、当該職員が降任日の前日に受けていた給料月額の７割に達しないときは、その差額に相当する額を給料として支給する。 ２　定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める。 ※ 金額は現行の再任用職員のものと同様 ３　その他定年引上げ等に伴う規定の整備 ４　熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号）の一部改正 引用する用語の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【１１】
議第 159 号

件名：熊本市議会議員及び熊本市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

＜改正理由＞

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第１７２号）の施行に伴い、本市もこれに準じ、市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等に係る公費負担の額を改定するため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

市議会議員及び市長の選挙における自動車の使用等に係る公費負担の限度額の改定

(1)　一般運送契約以外の契約による自動車の使用（１日当たり）

区分	現行	改正後
自動車借入れ	15,800 円	16,100 円
燃料費	7,560 円	7,700 円

(2)　選挙運動用ビラの作成（１枚当たり）

区分	現行	改正後
50,000 枚以下の場合	7 円 51 銭	7 円 73 銭
50,000 枚を超える場合	5 円 2 銭	5 円 18 銭

(3)　選挙運動用ポスターの作成

区分		現行	改正後
印刷費（一枚当たり）	選挙区のポスター掲示場の数が 500 以下の場合	525 円 6 銭	541 円 31 銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500 を超える場合	27 円 50 銭	28 円 35 銭
選挙区のポスター掲示場の数にかかわらず加算される額		310,500 円	316,250 円

＜施行日＞

公布の日

（１２）
議第 203 号

件名：熊本市手数料条例の一部改正について

＜改正理由＞

個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して証明書等の交付を行う場合における手数料について、当分の間、その減額を拡大するため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して証明書等の交付を行う場合における手数料は、当分の間、一律１０円とする。

対象となる証明書等	現行	改正後
住民票の写し	２００円	１０円
印鑑登録証明書		
市県民税（所得・課税）証明書		
納税証明書		
固定資産関係証明書		
戸籍全部（個人）事項証明書	４５０円	

※ 規則で定める日をもって終了

＜施行日＞

令和４年（２０２２年）１２月１日等

【１３】
議第 160 号

件名：熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正について

＜改正理由＞

国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）の施行による一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて、当分の間、６０歳に達した日後における最初の４月１日以後の教育職員に係る給料月額を６０歳時の７割水準とする等のため、所要の改正を行うもの

＜改正内容＞

１　定年引上げに伴う給料月額の特例

(1)　当分の間、６０歳到達日後の最初の４月１日以後の教育職員の給料月額は、原則として、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額とする。

(2)　前号の１００分の７０を乗じて得た額が、当該教育職員が降任日の前日に受けていた給料月額の７割に達しないときは、その差額に相当する額を給料として支給する。

２　定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定める。

※ 金額は現行の再任用職員のものと同様

３　その他定年引上げ等に伴う規定の整備

＜施行日＞

令和５年（２０２３年）４月１日

【１４】 議第 161 号	件名：熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について ＜改正理由＞ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和３年法律第６１号）の施行による一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号）の一部改正に伴い、教職調整額の計算の特例を定めるため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ ６０歳到達日後の最初の４月１日に降任した職員に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額が当該職員が降任日の前日に受けていた給料月額の７割に達しないときの差額に相当する額を給料として支給されている場合における教職調整額は、給料月額に当該差額相当額を加えた額の１００分の４に相当する額とする。 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１５】 議第 162 号	件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１６】 議第 163 号	件名：熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 環境保護地区の指定解除等の基準を見直すため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 環境保護地区の指定解除等を行うことができる場合として、保護協定の締結後１０年以上を経過した場合で当該協定を締結した所有者等から解除の申出があったときを追加 ＜施行日＞ 公布の日

【１７】 議第 164 号	件名：熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日
【１８】 議第 165 号	件名：熊本市体育施設条例の一部改正について ＜改正理由＞ 城南総合スポーツセンターの弓道場を個人で使用できることとするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　弓道場の個人使用料の区分に城南総合スポーツセンターを追加する。 ２　熊本市都市公園条例（昭和５２年条例第３２号）及び熊本市総合体育館・青年会館条例（昭和６１年条例第１０号）の一部改正 弓道場の個人使用券及び回数券を共通利用するための規定の整備 ※ 共通利用できる施設：熊本市総合体育館、南部総合スポーツセンター、植木弓道場、北岡自然公園及び城南総合スポーツセンター ＜施行日＞ 令和４年（２０２２年）１０月１日
【１９】 議第 166 号	件名：熊本市景観審議会条例の一部改正について ＜改正理由＞ 熊本市景観審議会に特別の事項を調査審議させるための部会を設置するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　特別の事項を調査審議させる必要があるときは、熊本市景観審議会に専門部会を設置することができることとする。 ２　その他専門部会の組織に関する規定の整備 ＜施行日＞ 公布の日

【２０】 議第 167 号	件名：熊本市営住宅条例の一部改正について ＜改正理由＞ 市営住宅の入居者の資格に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ １　配偶者からの暴力を受けた被害者の入居につき同居親族要件を適用しない場合として、婦人相談所等により被害を受けている旨の証明書が発行されている場合等を追加 ２　その他規定の整備 ＜施行日＞ 公布の日等
【２１】 議第 168 号	件名：熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入等に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和５年（２０２３年）４月１日

【　その他の案件　】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１】 自 議第 169 号 至 議第 184 号	件名：市道の認定について（１６路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３９条の規定に基づく管理帰属 (2)　地元要望 ※ 市道認定基準　幅員４ｍ以上、縦断勾配９％以下等 ＜主な内容＞ 東野１丁目第５号線　外１５路線
【２】 自 議第 185 号 至 議第 186 号	件名：市道の廃止について（２路線） ＜提出理由＞ 次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1)　開発行為 (2)　払下げ ＜主な内容＞ 大町第１４号線　外１路線

【３】 議第 187 号	件名：訴えの提起について（行政財産の明渡し等に係る請求事件） ＜提出理由＞ 行政財産の明渡しの請求及び行政財産の不法占有に伴う損害賠償金の請求に関する訴えの提起をするに当たり、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　相手方 市が所有する熊本市中央区水前寺公園１６番３０号の建物の一部である行政財産（以下「本件建物」という。）の目的外使用許可を平成２８年９月１６日に受けた者 ２　訴えの趣旨 本件建物の明渡しの請求及び本件建物の不法占有に伴う損害賠償金の請求をする。 ３　訴えの概要 相手方は、平成２８年熊本地震により住居を失った者であり、市営住宅を無償で使用するため、平成２８年９月１６日に市から地方自治法第２３８条の４第７項の規定による行政財産の使用許可を受けた。その後、当該使用許可の期間は複数回更新されたが、使用許可の期間が経過した後も、相手方は、市から度重なる退去要請を受けたにもかかわらず本件建物を明け渡さず、令和４年７月末日時点で合計３，５１９，０５０円（平成３０年９月１６日から令和４年７月３１日までの分）相当の損害を市に発生させている。 そこで、本件建物の明渡しの請求及び使用許可の期間経過後の期間に係る本件建物の不法占有に伴う損害賠償金（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた損害額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額）の請求をするため、熊本地方裁判所に対し、訴えを提起するものである。 ４　事件に関する取扱い 訴訟において上記請求が認容されないときは、控訴及び上告又は上告受理の申立てをする。

【４】 議第 188 号	件名：財産の取得について（高規格救急自動車） ＜提出理由＞ 高規格救急自動車の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　財　　産　　物品　高規格救急自動車　３台 ２　取得価格　　８０，０３８，２００円 ３　相 手 方　　熊本市中央区上水前寺１丁目１０番５号 熊本いちはら工業　株式会社 代表取締役　澤田　悦幸
【５】 議第 189 号	件名：財産の取得について（救助工作車） ＜提出理由＞ 救助工作車の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　財　　産　　物品　救助工作車　１台 ２　取得価格　　１１０，７７０，０００円 ３　相 手 方　　熊本市中央区菅原町１番２５号 三輝物産　株式会社 代表取締役　西銘　生治
【６】 議第 190 号	件名：財産の取得について（小型動力ポンプ付積載車） ＜提出理由＞ 小型動力ポンプ付積載車の取得について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第３条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　財　　産　　物品　小型動力ポンプ付積載車　７台 ２　取得価格　　４１，４２６，０００円 ３　相 手 方　　熊本市東区健軍１丁目３１番７号 株式会社　田原商会 代表取締役　成良　仁志

【７】 議第 191 号	件名：工事請負契約締結について（国指定重要文化財熊本城宇土櫓（五階櫓）解体保存工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，２８４，９７６，０００円 ２　契約の相手方　　大林・岩永特定建設工事共同企業体 代表者　福岡市博多区下川端町９番１２号 株式会社　大林組　九州支店 執行役員支店長　上田　哲夫 熊本市中央区南熊本４丁目８番３２号 株式会社　岩永組 代表取締役　岩永　一宏 ※　工期　議決日から令和８年（２０２６年）１月３０日までの予定

【８】 議第 192 号	件名：工事請負契約締結について（富合中学校校舎増改築工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，００９，８００，０００円 ２　契約の相手方　　三津野・幸保・秀拓・杉本建設工事共同企業体 代表者　熊本市東区健軍本町２３番５号 株式会社　三津野建設 代表取締役　藤吉　一真 熊本市西区上代８丁目１０番２２号 株式会社　幸保工務店 代表取締役　叶井　誠司 熊本市西区上熊本３丁目２０番６号 株式会社　秀拓 代表取締役　多良木　慶輝 熊本市南区富合町杉島９７４番地 株式会社　杉本工務店 代表取締役　杉本　信一 ※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１２月１５日までの予定

【９】 議第 193 号	件名：工事請負契約締結について（白川小学校校舎増改築工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　６４７，６８０，０００円 ２　契約の相手方　　建吉・熊本利水・カワゴエ建設工事共同企業体 代表者　熊本市中央区坪井６丁目３８番１５号 株式会社　建吉組 代表取締役　笹原　健嗣 熊本市北区大窪４丁目２番４号 熊本利水工業　株式会社 代表取締役　田中　祐治 熊本市東区戸島町９２０番地６ 株式会社　カワゴエ 代表取締役　川越　一弘 ※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１２月１５日までの予定
【１０】 議第 194 号	件名：工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業クレーン設備改修工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５６８，１５０，０００円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区冷泉町２番１号 株式会社　日立プラントメカニクス　九州支店 支店長　永溝　亮祐 ※　工期　議決日から令和８年（２０２６年）３月１３日までの予定

【１１】 議第 195 号	件名：工事請負契約締結について（東部環境工場機能維持事業基幹的設備改良工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　１，８２６，０００，０００円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区博多駅前３丁目２番１号 日立造船　株式会社　九州支社 支社長　徳尾　真信 ※　工期　議決日から令和７年（２０２５年）３月１４日まで
【１２】 議第 196 号	件名：工事請負契約締結について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ａ１－Ｐ１・Ｐ５）上部工工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　１，３２７，９２０，０００円 ２　契約の相手方　昭和コンクリート・諫山建設工事共同企業体 代表者　熊本市中央区神水２丁目７番１０号 昭和コンクリート工業株式会社 熊本営業所 所長　宇野　親良 熊本市中央区白山３丁目２番１５号 諫山工業　株式会社 代表取締役社長　諫山　努 ※　工期　議決日から令和６年（２０２４年）９月４日までの予定

（１３） 議第 204 号	件名：工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５６１，０００，０００円 ２　契約の相手方　　新星・ＳＹＳＫＥＮ・西日本・熊電建設工事共同企業体 代表者　熊本市東区神園２丁目１番１号 株式会社　新星 代表取締役　山本　盛重 熊本市中央区萩原町１４番４５号 株式会社　ＳＹＳＫＥＮ 代表取締役社長　福元　秀典 熊本市南区幸田２丁目３番３９号 西日本電工　株式会社 代表取締役　釘本　洋 熊本市東区小峯２丁目６番６４号 株式会社　熊電施設 代表取締役社長　田中　英雄 ※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１２月２８日までの予定

（１４） 議第 205 号	件名：工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修機械設備工事） ＜提出理由＞ 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　４６６，４００，０００円 ２　契約の相手方　　旭・肥後・ＳＹＳＫＥＮ・熊電建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区田迎６丁目１１番３号 旭電業　株式会社 代表取締役　吉村　俊彦 熊本市東区戸島町９７４番地１１ 株式会社　肥後設備 代表取締役　中上　博貴 熊本市中央区萩原町１４番４５号 株式会社　ＳＹＳＫＥＮ 代表取締役社長　福元　秀典 熊本市東区小峯２丁目６番６４号 株式会社　熊電施設 代表取締役社長　田中　英雄 ※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１２月２８日までの予定

（１５） 議第 206 号	件名：工事請負契約締結について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修工事（その２））

＜提出理由＞

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第５号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第１６号）第２条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの

＜主な内容＞

１　請 負 金 額　　１，８１０，６００，０００円

２　契約の相手方　　ディエス大進・竹内・三友・大津建設工事共同企業体

代表者　熊本市中央区壺川１丁目９番４９号
ディ．エス．大進工業　株式会社
代表取締役　後藤　一利

熊本市東区尾ノ上４丁目２０番１１号
株式会社　竹内工務店
代表取締役　竹内　浩二

熊本市中央区神水本町２０番１０号
株式会社　三友工務店
代表取締役　古閑　之博

熊本市中央区米屋町３丁目１５番２－１０１号
大津建設工業　株式会社
代表取締役　濵田　茂治

※　工期　議決日から令和５年（２０２３年）１２月２８日までの予定

【　報告案件　】

<table>
<tr><td>整理番号
報番号</td><td>件名、提出理由及び主な内容等</td></tr>
<tr><td>【１】
報第 31 号</td><td>
件名：財政の健全性に関する比率について
＜提出理由＞
財政の健全性に関する比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定に基づき、市議会に報告するもの
＜主な内容＞
次に掲げる項目について、監査委員の意見を付けて報告する。
<table>
<tr><td>区　分</td><td>令和３年度
健全化判断比率</td><td>（参考）
早期健全化基準</td><td>（参考）
財政再生基準</td></tr>
<tr><td>実質赤字比率</td><td>―</td><td>11.25%</td><td>20.0%</td></tr>
<tr><td>連結実質赤字比率</td><td>―</td><td>16.25%</td><td>30.0%</td></tr>
<tr><td>実質公債費比率</td><td>5.4%（6.0%）</td><td>25.0%</td><td>35.0%</td></tr>
<tr><td>将来負担比率</td><td>104.6%（121.9%）</td><td>400.0%</td><td></td></tr>
</table>
※ 括弧内は前年度の比率
</td></tr>
<tr><td>【２】
報第 32 号</td><td>
件名：資金不足比率について
＜提出理由＞
資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定に基づき、市議会に報告するもの
＜主な内容＞
資金不足比率について、監査委員の意見を付けて報告する。
<table>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>令和３年度
資金不足比率</td><td>（参考）
経営健全化基準</td></tr>
<tr><td rowspan="5">法適用企業</td><td>病院事業会計</td><td>― (―)</td><td rowspan="7">20.0%</td></tr>
<tr><td>水道事業会計</td><td>― (―)</td></tr>
<tr><td>工業用水道事業会計</td><td>― (―)</td></tr>
<tr><td>下水道事業会計</td><td>― (―)</td></tr>
<tr><td>交通事業会計</td><td>― (―)</td></tr>
<tr><td>法非適用企業</td><td>農業集落排水事業会計</td><td>― (―)</td></tr>
</table>
※ 括弧内は前年度の状況
</td></tr>
</table>

【３】
報第 33 号

件名：債権の放棄の報告について（熊本市債権管理条例に基づく債権の放棄）

＜提出理由＞

熊本市債権管理条例（平成２８年条例第１２号）第１４条第１項の規定に基づき債権を放棄したので、同条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

番号	放棄する債権	理由	件数	債権額
1	災害援護資金に係る貸付金債権	時効完成	5 件	4,398,700 円
2	住宅改修資金に係る貸付金債権	時効完成	4 件	4,922,375 円
3	介護給付費に係る返還金債権	履行困難	1 件	12,291,108 円
4	母子父子寡婦福祉資金に係る金銭債権	破産等	3 件	704,700 円
5	児童扶養手当に係る返還金債権	破産等	1 件	347,780 円
6	住宅新築資金に係る貸付金債権	破産等	2 件	11,912,750 円
		時効完成	1 件	6,822,200 円
7	宅地取得資金に係る貸付金債権	破産等	1 件	5,462,180 円
		時効完成	1 件	6,659,170 円
8	判決等により確定した市営住宅等の家賃に係る金銭債権	破産等	3 件	1,221,600 円
		時効完成	19 件	5,912,850 円
9	略式代執行に係る解体工事費債権	無資力	1 件	702,676 円
１０	交通事故に伴い本市が受ける弁償金に係る金銭債権	時効完成	1 件	338,000 円
１１	水道料金債権	破産等	18 件	221,974 円
		時効完成	1,149 件	7,510,305 円
１２	植木町水道事業の給水装置設置に係る工事費債権	履行困難	1 件	17,468 円
１３	医療費債権	破産等	3 件	587,804 円
		時効完成	695 件	35,911,784 円

※ 令和３年度中における債権放棄

【４】 報第 34 号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立） ＜提出理由＞ 市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ ・家賃等滞納者に対する訴えの提起 ・件数　１７件 ・金額　５，９０３，６００円（訴えの提起までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・訴訟方針等 市営住宅の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。 相手方が納付等を申し出、必要かつ適当と認める場合は、和解する。 ・専決日　令和４年（２０２２年）７月２０日
【５】 報第 35 号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起） ＜提出理由＞ 市営住宅等に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ ・家賃等滞納者に対する和解申立 ・件数　２４件 ・金額　６，３３５，１００円（和解成立までの期間において当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・和解方針等 和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。 ・専決日　令和４年（２０２２年）７月２０日

【６】 報第 36 号	件名：専決処分の報告について（県指定重要文化財洋学校教師館（ジェーンズ邸）災害復旧工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５２９，０８６，４３９円 ↓ ５３２，１６１，３３０円 ２　契約の相手方　　福岡市博多区博多駅前３丁目１９番５号 松井建設　株式会社　九州支店 執行役員支店長　北原　勝彦 ３　専　決　日　　令和４年（２０２２年）８月８日

【７】 報第 37 号	件名：専決処分の報告について（熊本競輪場バックスタンド解体その他工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　　５５０，０００，０００円 ↓ ５９５，７１４，０２０円 ２　契約の相手方　　前田・東陽道・河津・橋本建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区野田３丁目１３番１号 株式会社　前田産業 代表取締役　木村　洋一郎 熊本市東区上南部２丁目６番１号 東陽道　株式会社 代表取締役　東　誠二 熊本市東区南町１８番８号 有限会社　河津工業 代表取締役　河津　もと子 熊本市西区高橋町２丁目８番１２号 有限会社　橋本コーポレーション 代表取締役　橋本　博 ３　専　決　日　　令和４年（２０２２年）８月１日

【８】 報第 38 号	件名：専決処分の報告について（熊本市宅地液状化防止事業（近見地区）対策工事（その９）請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ １　請 負 金 額　６７８，９９１，５００円 ↓ ７００，７２３，８４１円 ２　契約の相手方　明治・松本・葛城建設工事共同企業体 代表者　熊本市南区近見６丁目３番２０号 明治建設　株式会社 代表取締役　岡田　義治 熊本市南区城南町隈庄５０５番地３ 松本建設　株式会社 代表取締役　松本　英嗣 熊本市西区池田１丁目１５番６５号 葛城建設工業　株式会社 代表取締役　高野　晋次 ３　専　決　日　令和４年（２０２２年）７月２０日

【９】
報第 39 号

件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋下部工（Ｐ２）工事請負契約の変更）

＜提出理由＞

工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

１　請 負 金 額　　５４６，７７５，１４９円
↓
５８１，６３６，８４４円

２　契約の相手方　　光進・松本建設工事共同企業体
代表者　熊本市東区御領２丁目２８番１号
光進建設　株式会社
代表取締役社長　井上　弘太郎

熊本市南区城南町隈庄５０５番地３
松本建設　株式会社
代表取締役　松本　英嗣

３　専　決　日　　令和４年（２０２２年）８月９日

【１０】
報第 40 号

件名：熊本市内部統制評価報告書について

＜提出理由＞

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５０条第４項の規定に基づき、令和３年度の熊本市内部統制評価報告書を作成したので、同条第６項の規定に基づき、市議会に報告するもの

＜主な内容＞

令和３年度の熊本市内部統制評価報告書について、監査委員の意見を付けて提出する。

【令和３年度の評価結果の内容】

	選定件数	評価対象	整備上		運用上		うち重大な不備	
			不備あり	不備なし	不備あり	不備なし	整備上	運用上
各部署で選定したリスク	710 件	710 件	0 件	710 件	28 件	682 件	0 件	3 件
事件事故	33 件	4 件	0 件	0 件	4 件	0 件	0 件	1 件
事務処理ミス	12 件	10 件	0 件	0 件	10 件	0 件	0 件	2 件
その他	2 件	2 件	0 件	0 件	2 件	0 件	0 件	0 件

【　報告案件（経営状況報告）　】

整理番号	報番号	件名、提出理由及び主な内容等
【１１】	報第 19 号	件名：一般財団法人熊本市国際交流振興事業団の経営状況について
【１２】	報第 20 号	件名：公益財団法人熊本市美術文化振興財団の経営状況について
【１３】	報第 21 号	件名：公益財団法人熊本市学校給食会の経営状況について
【１４】	報第 22 号	件名：公益財団法人くまもと地下水財団の経営状況について
【１５】	報第 23 号	件名：公益財団法人熊本市上下水道サービス公社の経営状況について
【１６】	報第 24 号	件名：一般財団法人熊本市勤労者福祉センターの経営状況について
【１７】	報第 25 号	件名：一般財団法人熊本テルサの経営状況について
【１８】	報第 26 号	件名：株式会社熊本流通情報センターの経営状況について
【１９】	報第 27 号	件名：一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会の経営状況について
【２０】	報第 28 号	件名：一般財団法人熊本市文化スポーツ財団の経営状況について
【２１】	報第 29 号	件名：公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況について
【２２】	報第 30 号	件名：一般財団法人白川水源地域対策基金の経営状況について
		これらの法人は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第３項の法人に該当するので、同法第２４３条の３第２項の規定に基づき、その経営状況（令和３年度決算並びに令和４年度事業計画及び予算）について報告するもの